


 公益社団法人福岡中部法人会

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「税の相談日」のご案内
- ◆リーフレット（法人会自主点検チェックシートの活用について）
- ◆「経営セミナー」のご案内 ◆「決算事務説明会」のご案内
- ◆「新社会人セミナー」のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容		
2	10	木	確定申告周知宣伝パレード	14:00 ~ 15:30	於: 新天町アーケード
2	10	木	新設法人説明会	13:30 ~ 16:30	於: 福岡ガーデンパレス(1F)
2	18	金	医療健康セミナー	14:00 ~ 15:30	於: 西鉄グランドホテル

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
2	9	水	ホームページ作成検討会	10:00 ~ 10:50	於: 福新楼
2	9	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於: 福新楼
2	18	金	カップリングパーティー	19:00 ~ 21:30	於: クアンティック

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
未定			役員会	~	於: 未定

## (I) 税務カレンダー

- 2月1日 ●贈与税の申告(～3月15日)
- 2月10日 ●源泉所得税の納付
- 2月16日 ●所得税の確定申告(～3月15日)
- 2月28日 ●12月決算法人(決算期の定めのないものを含む。)の確定申告  
●6月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないと損する税情報

### 2022年度(令和4年度)税制改正大綱について

税理士 堤 一 博

政府は、昨年2021年(令和3年)12月24日に「令和4年度税制改正の大綱」を決定しました。

その概要を俯瞰すると右の図のようになります。

今回の税制改正のポイントは、

- (1) 成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する。
- (2) スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。
- (3) カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。
- (4) 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。

ですが、全体として、小幅な改正にとどまっているという印象です。

今の時点では、「大綱」で正規の法律とはなっていないので、法制化の時点で変更等もあり得ます。

さて、このうち法人税関係では、「賃上げ促進税制」の改正概要を説明します。

#### ● 資本金1億円超の企業など大企業向け

《適用対象》

青色申告書を提出する全企業

《適用期間》

2022年(令和4年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日までの間に開始する各事業年度

#### 令和4年度税制改正の大綱の概要

個人所得税	○住宅ローン控除制度の見直し
資産課税	○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し ○登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設 ○土地に係る固定資産税等の負担調整措置
法人課税	○ <u>積極的な賃上げ等を促すための措置</u> ○オープンイノベーション促進税制の拡充 ○5G導入促進税制の見直し ○大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し ○ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し
消費課税	○自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設 ○航空機燃料税の税率の見直し ○沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等
納税環境整備	○税理士制度の見直し ○記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応 ○財産債務調書制度の見直し ○地方税務手続のデジタル化
関税	○暫定税率等の適用期限の延長等 ○海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取り締まりの強化

《適用要件》

- (1) 継続雇用者の給与等支給額が前年度比で4%以上増加した場合  
⇒ 雇用者全体の給与等支給額の増加額の25%の税額控除
  - (2) 継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上増加した場合  
⇒ 雇用者全体の給与等支給額の増加額の15%の税額控除
- ※ (1)または(2)のいずれかに該当する場合に適用できます。

《追加要件》

- (3) 教育訓練費が前年度比で20%以上増加した場合  
⇒ 雇用者全体の給与等支給額の増加額の5%の税額控除
- ※ (3)の追加要件を充足している場合には、最大それぞれ雇用者全体の給与等支給額の増加額の(1)では30% (25%+5%=30%)、または、(2)では20% (15%+5%=20%) の税額控除ができます。

● **資本金1億円以下の企業など中小企業向け**

《適用対象》

青色申告書を提出する中小企業者等

《適用期間》

2022年(令和4年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日までの間に開始する各事業年度

《適用要件》

- (1) 雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加した場合  
⇒ 雇用者全体の給与等支給額の増加額の30%の税額控除
  - (2) 雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加した場合  
⇒ 雇用者全体の給与等支給額の増加額の15%の税額控除
- ※ (1)または(2)のいずれかに該当する場合に適用できます。

《追加要件》

- (3) 教育訓練費が前年度比で10%以上増加した場合  
⇒ 雇用者全体の給与等支給額の増加額の10%の税額控除
- ※ (3)の追加要件を充足している場合には、最大それぞれ雇用者全体の給与等支給額の増加額の(1)では40% (30%+10%=40%)、または、(2)では25% (15%+10%=25%) の税額控除ができます。

なお、この他に気になる点が、「財産債務調書制度」の見直しです。

これは、個人に係る法定調書で、現行制度では、所得税等の確定申告書を提出しなければならない方が、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合には、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出することとなっています。これが、令和5年分以降、その年12月31日現在、全世界財産が10億円以上保有する居住者は、翌年6月30日までに提出する必要があることとなりますので、ご注意ください。

さらに、「短期退職手当等」(勤続期間5年以下の退職者に対する退職金)について、令和4年分以降の(退職金-退職所得控除が)300万円を超える部分については、退職所得計算時の1/2の適用ができなくなりますので、この点も申し添えます。



## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日 (曜)	時間	主催	行事	会場	
2022	2	10 (木)	13:30 ~ 16:30	本部	新設法人説明会 (1月号に案内同封済)	福岡ガーデンパレス	
		18 (金)	14:00 ~ 15:30	本部	医療健康セミナー (1月号に案内同封済)	西鉄グランドホテル	
		18 (金)	19:00 ~ 21:30	青年部会	カップリングパーティー (1月号に案内同封済)	クアンティック	
	3	15 (火)	14:00 ~ 15:20	本部	経営セミナー (本号に案内同封)	ソラリア西鉄ホテル	
		23 (水)	14:00 ~ 14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス	
		23 (水)	15:00 ~ 16:00	本部	理事会	福岡ガーデンパレス	
		25 (金)	14:00 ~ 16:30	本部	決算事務説明会 (本号に案内同封)	福岡ガーデンパレス	
	4	8 (金)	9:30 ~ 16:00	本部	新社会人セミナー (企画調整中)	天神ビル	
		20 (水)	14:00 ~ 14:50	本部	正副会長会	西鉄グランドホテル	
		20 (水)	15:00 ~ 16:00	本部	理事会	西鉄グランドホテル	
	5						
	6				本部	パソコン講座 (エクセル初級) 企画調整中	サンセルコビル
					本部	パソコン講座 (ワード初級) 企画調整中	サンセルコビル
					本部	リスクマネジメントセミナー 企画調整中	

※日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。